

知って得する! 「三島市の地震対策補助制度」

令和4年4月1日現在の補助制度です。
補助制度の内容は変更することがありますので、詳細については各担当課へお問い合わせください。

補助金は予算内での対応となるため、早期に終了する場合があります。

わが家の専門家診断事業 **無料耐震診断** (令和6年度終了)

無料で専門家を派遣し、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震診断などを行います。電話・窓口・電子申請での受付が可能です。

既存建築物耐震診断事業

建築物の「耐震精密診断」を建築士などの専門家に依頼する場合に要する経費の一部を補助します。

- 対象建物/昭和56年5月31日以前に建築された建築物(木造住宅を除く)
- 対象経費/耐震診断などに要する経費と市の基準額とを比較して少ない額
- 補助率/2/3以内
- 補助限度額/200万円/棟

木造住宅耐震補強助成事業 (補強計画一体型) (令和7年度終了)

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の補強計画の策定及び耐震補強工事に要する経費の一部を補助します。

- 対象建物/耐震診断の耐震評点が1.0未満の建物を策定する補強計画に基づき1.0以上かつ0.3以上向上させる耐震補強工事を実施する建物
- 対象経費/補強計画の策定及び耐震補強工事に係る経費
- 補助限度額/100万円(高齢者等世帯は120万円)(在宅避難割増の条件を満たせば15万円上乗せ)

木造住宅耐震補強助成事業(除却) (令和7年度終了)

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の除却工事に要する経費の一部を補助します。

- 対象建物/耐震診断の評点が1.0未満の住宅
- 対象経費/除却工事に係る経費
- 補助限度額/30万円

しずおか住宅ローン優遇制度

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、耐震診断の結果1.0未満の住宅を建て替える場合など、低利融資制度を利用できます。詳細は、取り扱い金融機関またはしずおか住宅ローン優遇制度のホームページへ。



ブロック塀等耐震改修促進事業

地震で倒壊の危険性があるブロック塀などを除却または除却して造り替える(建替)費用の一部を補助します。

- 対象経費
【除却】
除却費用と除却するブロック塀の延長に1m当たり9,000円をかけた額を比較して少ない額
- 【建替(一部地域のみ)】
建替費用と除却して造り替えるブロック塀等の延長に1m当たり47,400円をかけた額を比較して少ない額
- 補助率/2/3以内
- 補助限度額(1敷地)
除却…18万円 建替…43万円

耐震シェルター整備事業

地震発生時における住宅の倒壊などによる人的被害の軽減を図るため、居住する木造住宅に耐震シェルターを設置する場合、その費用の一部を助成します。(必ず事前にご相談ください。)

- 補助対象者/高齢者などが居住する住宅の1階部分に新たに耐震シェルターを設置する人
- 対象建物/お問合せください
- 対象経費/耐震シェルターの設置に要する経費
- 補助額/対象経費の1/2以内で上限12万5千円

がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地の崩壊など(土石流・地すべりを含む)により生命に危険をおよぼすおそれのある区域で、危険住宅の移転に伴い建物を除却する場合、経費の一部を補助します。(必ず事前にご相談ください。)

- 対象経費/危険住宅の除却などに要する経費
- 補助限度額/1戸当たり97万5千円

耐震補強等の補助制度の詳細については
住宅政策課 (☎983-2644)

生け垣づくり用苗木の配布

生け垣は、地震の際にブロック塀のような倒壊の危険もなく、街に彩りと潤いを与え、空気をきれいにするほか、騒音も和らげます。安全かつ良好な生活環境の確保を図り緑豊かな街づくりを推進するため、生け垣づくり用の苗木(13種類)を条件付きで無償配布をしています。

- 申請期間/各配布月の前月末まで
- 配布時期/6月・10月・3月
- 問合せ 水と緑の課(☎983-2642)

作成 三島市企画戦略部危機管理課 ☎983-2650
☎983-2751

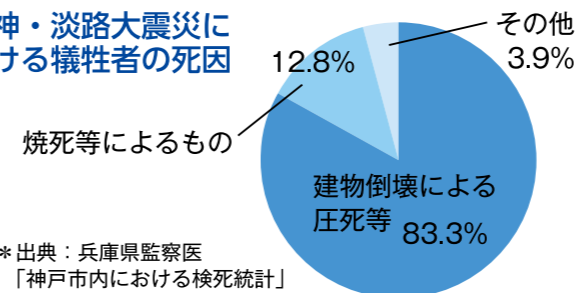
大切な家族の命は守れます!

あなたは大丈夫? 「これだけはやっておきたい地震対策」

建物の耐震化

阪神・淡路大震災では、6,000人以上の貴い命が失われましたが、その約8割が建物の倒壊等によるものでした。昭和56年に新耐震基準が適用されましたが、倒壊した建物の多くは昭和56年以前に建築されたものでした。大切な家族の命を守るため、建物の耐震化をしましょう。

●阪神・淡路大震災における犠牲者の死因



*出典: 兵庫県監察医「神戸市内における検死統計」

家具の転倒防止

過去の大規模な地震で負傷者の4割以上が家具の転倒によるものでした。予想される地震においても固定していない家具が凶器になる可能性があります。あなたの家では、家具の固定は済んでいますか。



あなたに代わって家具を固定します

高齢者や障がい者の世帯などで、たんすなどの家具を固定する器具の取り付けが自力では困難な世帯を対象に家具転倒防止事業を実施しています。

●注意事項

- ・固定器具の代金は申請者の負担
- ・5品までの取付費用を市が負担し、それを超える部分については申請者負担

問合せ 危機管理課 (☎983-2751)

水・食料生活用品の備蓄

飲料水は、大人1人1日3ℓを目安に準備しましょう。飲料水・食料は、7日間分をローリングストック法を活用しながら備蓄しましょう。



1人分食料 7日分

- 携帯トイレは必ず備蓄。
- 生活用品は、各家庭にあった備蓄。
- 備蓄のうち、必要最小限のものを非常持出品としてまとめ、すぐに取り出せる場所に保管しましょう。

ローリングストック法

普段、家で食べている缶詰・ラーメン・ドライフードなど消費期限が6ヶ月以上の食品を多めに買い、食べたらいし足し備蓄します。いつも食べているものを災害時にも食べることができます。



家庭への感震ブレイカー設置に補助金を交付します

東日本大震災における本震による火災のうち過半数が電気を原因とする火災でした。感震ブレイカーは一定以上の揺れを感知して自動で電気を止めるため、電気火災の防止に有効です。

感震ブレイカー(分電盤タイプ)



1 補助対象者

- 自ら所有、または居住する市内住宅に設置する人(賃貸住宅の場合、当該住宅の居住者)
 - 市内に新築する一戸建ての住宅に設置する人
- 2 補助対象 購入および設置工事に要する経費
- 3 補助額 ②の2/3以内で千円未満を切り捨てた額(上限:2万5千円) 新築の場合:1万円
- 4 補助回数 1人につき1回限り

問合せ 危機管理課 (☎983-2751)